

こんなメリットがあります

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これにより、国や地方公共団体などの間での情報連携が可能になります。

皆さんの利便性の向上

社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります。

事前に書類を取得する必要なし！



行政の効率化

行政手続きが早く正確になります。

各機関で作業の無駄が削減され手続きがスムーズに



災害時の行政支援に、マイナンバーを活用します。

被災者台帳の作成などにより迅速な行政支援を実現します！



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

所得把握の正確性が向上し適正で公平な課税につながります



年金などの社会保障を確実に給付します。

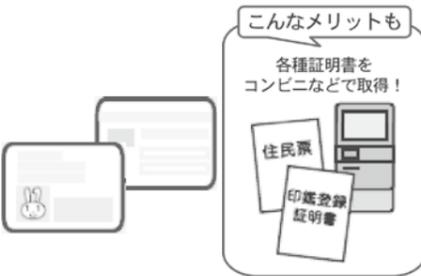
未払い・不正受給を解決します



この2つでさらに便利に！

個人番号カード

市区町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。
※ICチップの電子証明書では、マイナンバーを使用していません。



マイナポータル

自宅のパソコンからさまざまな情報を取得できる個人用サイトです。
※スマートフォンやタブレットからのアクセスも可能になる予定。



取得可能な情報(予定)

- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 制度改定などのお知らせ
- 受け取ることのできる各種給付のご案内

将来的にはこんな活用方法も

- 予防接種の履歴確定申告に必要な情報などをネットで取得！
- 引越などの複数の届け出がパソコンでまとめてできる！



マイナンバー制度実施のスケジュール(予定)

- ▶10月以降/住民票上の住所へのマイナンバー通知書送付を開始
- ▶平成28年1月~/社会保障・税・災害対策の手続きにおけるマイナンバーの利用開始
交付を希望された申請者の方に対する個人カードの交付
- ▶平成29年1月~/マイポータルの運用開始(マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます)
国・行政機関の情報連携開始
- ▶平成29年7月~/地方公共団体なども含めた情報連携開始

マイナンバー制度が始まります！

日本国内に住む全ての方に通知される12桁の番号を「マイナンバー」といい、10月から通知が始まっています。

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確に確認するための基盤となります。

また、国や公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになります。
※法人には「法人番号」が通知されます。



社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用します

- ▶年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ▶民間事業者でも、社会保険や源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外での利用・他人への提供はできません

- ▶他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ▶マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、さまざまな対策を講じます。



個人番号から個人情報が抜き出せない仕組みです

マイナンバー制度では、個人情報が同じところで管理されることはありません。

例えば、国税に関する情報は税務署、児童手当や生活保護に関する情報は市役所・町村役場、年金に関する情報は年金事務所など、これまでどおり情報は分散して管理されます。

また、官公署などの間で情報をやり取りする情報連携の際には、マイナンバーではなく市役所・町村役場ごとに異なるコードを使用します。そのため、たとえ1カ所で漏えいがあったとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

●内閣官房「マイナンバー(社会保障・税番号)制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

●マイナンバーに関する問い合わせ先

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178 (外国語 ☎0570-20-0291)

※平成28年3月31日までの受付時間/月～金曜日の9時30分～22時、土・日曜日、祝日は9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※平成28年4月1日からの受付時間/月～金曜日の9時30分～17時30分

●通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ先

個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578・☎050-3818-1250

※平成28年3月31日までの受付時間/月～金曜日の8時30分～22時、土・日曜日、祝日は9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※平成28年4月1日からの受付時間/月～金曜日の8時30分～17時30分

※個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付け(平成28年1月～)

臨時福祉給付金の申請はお済みですか

昨年度、消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方の負担緩和のため暫定的・臨時的な措置として実施された「臨時福祉給付金」の支給が今年度も実施され、現在、申請を受け付け中です。

支給対象者と思われる方がいらっしゃる世帯には、9月上旬に申請書を郵送しています。まだ申請をしていない方は、11月30日までに申請してください。

- ▶支給対象者／平成27年度分の住民税が課税されていない方。
※住民税が課税されている方に扶養されている(住民税における被扶養者になっている)場合・生活保護を受給している場合などは対象になりません。
- ▶支給額／1人につき6,000円
- ▶基準日／平成27年1月1日時点で住民票が弟子屈町にあること
※基準日に他の市町村に住民票があった方(平成27年1月2日以降に弟子屈町に転入してきた方)は、その市町村が申請先となります。
- ▶申請先／役場福祉こども課(川湯支所でも受け付けます)
- ▶申請期限／11月30日(月)
- ▶問い合わせ先
 - 申請方法について／役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通)
 - 制度に関すること／厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192

冬期間の暖房費を助成します 弟子屈町福祉灯油等購入助成事業のご案内

高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する低所得者世帯に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的に、冬期間の暖房費を助成する「福祉灯油等購入助成事業」を実施します。

助成対象は、町内の業者から購入した暖房燃料に限ります。

□助成の対象

11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。

- 高齢者世帯……11月1日時点で、70歳以上の方のみの世帯(70歳以上の方と18歳以下の児童のみの世帯も含む)
- 障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯
身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ひとり親世帯…18歳未満の児童とその父、または母のいずれか一方によってのみ構成されている世帯

□対象とならない場合

- 施設入所している方だけの世帯
- 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
- 住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
- 生活保護を受けている世帯

※要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

□助成の内容

町内の契約業者で灯油などを購入できる「福祉灯油等購入券」(灯油20リットル分×5回分・10リットル分×1回分)を交付します。

石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、11月1日現在での町の灯油購入価格に110を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成します。

□申請方法

申請は11月2日(月)から平成28年2月1日(月)まで受け付けします。

助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場福祉こども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

□申請・問い合わせ先

- 役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通)
- 川湯支所 ☎483-2043

皆さんに12桁のマイナンバーを通知！

来年の1月からマイナンバー制度が始まることに伴い、10月からマイナンバーの通知が始まっています。

マイナンバー制度実施のスケジュール(予定)

- ▶10月以降／住民票上の住所へのマイナンバー通知書送付を開始
- ▶平成28年1月～／社会保障・税・災害対策の手続きにおけるマイナンバーの利用開始
交付を希望された申請者の方に対する個人カードの交付
- ▶平成29年1月～
マイポータルの運用開始(マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます)
国・行政機関の情報連携開始
- ▶平成29年7月～／地方公共団体なども含めた情報連携開始

どうなってるの？どうしたらいいの？

Q 通知カードはいつ届くの？

A 10月中旬から発送が始まっています。11月末までには全世帯に送付される予定です。

Q 送付時に不在の場合、通知カードはどうなるの？

A 通知カードは簡易書留で送付されるため、送付時に不在の場合は「不在通知」が置かれます。不在通知を確認された場合は、郵便局へご連絡ください。郵便局での保管期間終了後は、役場で3カ月間保管します。環境生活課(川湯地区にお住まいの方は川湯支所)にお問い合わせください。

Q 通知カードが届く前に町内で引っ越ししたら、通知カードは何処に届くの？

A 役場窓口での転居の届出の時期によっては、前の住所に届く可能性があります。窓口で住所変更した通知カードをお渡しするか、新しい住所に再送させていただきますので、引っ越し後、速やかに転居届を行ってください。

Q 通知カードの利用方法は？

A 「マイナンバー」を証明する書類として利用しますので、大切に保管してください。ただし、本人確認の際の身分証明書としては利用できません。

Q 個人番号カードの交付申請は、すぐにしなければならないの？

A いいえ。交付を希望される方が、ご自分の都合のよいときに申請してください。

Q 個人番号カードの交付を希望しますが、申請はどこですの？

A ご自宅です。通知カードと同封の申請書を記入し、写真を貼って、返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。スマートフォンなどからも申請できます。詳しくは、広報てしかが10月号をご覧ください。

通知カードの送付・個人番号カードの申請交付などに関する問い合わせ先

- 役場環境生活課総合サービス室 ☎482-2934 (課直通)
- 川湯支所 ☎483-2043

マイナンバーに関する問い合わせ先／コールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178